

## 7 計画の推進に向けて

### 7. 1 各主体の役割

本計画を推進するためには、市民、事業者、市といった各主体が地球温暖化に対する責務を認識し、それぞれの立場において、又は協働によって、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

#### (1) 市民の役割

- ◆市民は、地球温暖化を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ◆市民は、地域の特性を活かした地球温暖化対策に努めるとともに、市が実施する地球温暖化に関する施策に協力し、又は市や事業者と協働して地球温暖化対策に取り組みます。

#### (2) 事業者の役割

- ◆事業者は、事業活動を行うに当たって、事業活動に伴って生じる温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置を講じます。
- ◆事業者は、事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化に関する施策に協力し、又は市や市民と協働して地球温暖化対策に取り組みます。

#### (3) 市の役割

- ◆市は、地球温暖化に関し、地域の特性を活かした基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、又は協働しながらこれを実施します。施策の策定に当たっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。
- ◆市は、施策の策定及び実施に当たり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。

### 7. 2 広域的な連携

本市は、東三河地域を流れる一級河川豊川の下流域に位置していて、東三河地域の中核都市となっています。複数の自治体に立地する事業者、運輸部門における排出量削減対策、CO<sub>2</sub> 吸収源としての森林整備などについては、周辺自治体と連携した広域的な取り組みが不可欠です。こうしたことから、市域を超えた広域的な対策についても、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら率先して取り組んでいきます。

### 7. 3 計画の進行管理

市は、本計画の推進に当たって、「豊橋市地球温暖化対策推進会議」、「豊橋市環境審議会」において、進行状況の評価などを行い、「とよはしの環境」や市ホームページにて公表します。

また、学識経験者、市民、事業者などの意見を聴きながら、本計画の効果的な推進に努め、施策の進捗状況や社会情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じて施策などの見直しを行います。

#### **(1) 施策評価の手法**

本計画の施策の評価は、施策ごとに設定した「取り組みの目標」の進捗状況や、「具体的な取り組み」の実施状況のとりまとめなどを行い、継続的な改善に努めます。

#### **(2) PDCA サイクル**

本計画を確実に推進し、目標を実現するために、PDCA サイクルによる継続的な改善を図ります。